

瀬戸市告示第 1 0 4 号

令和 4 年瀬戸市告示第 7 5 号（地方自治法第 2 3 1 条の 2 の 3 第 1 項の規定により指定納付受託者を指定した件）の一部を次のように改正し、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

令和 8 年 6 月 2 6 日

瀬戸市長 川 本 雅 之

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
2 指定納付受託者に納付させる歳入等		2 指定納付受託者に納付させる歳入等	
歳入の種類	指定した日	歳入の種類	指定した日
<省略>		<省略>	
後期高齢者医療保険料 （普通徴収に限る。）	令和 4 年 7 月 1 日	後期高齢者医療保険料 （普通徴収に限る。）	令和 4 年 7 月 1 日
<u>下水道事業受益者負担</u> <u>金</u>	<u>令和 8 年 7 月 1 日</u>		